

一般社団法人 日本歯科理工学会
代議員選出細則

(目的)

第1条 本細則は、定款第7条により本会の代議員選出について必要な事項を定める。

(代議員候補者)

第2条 本会の代議員候補者は、公示日前日の時点で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、選挙前年度までの会費未納者は除く。

- (1) 別表に定める地方会（以下「地方会」という）毎に選出された正会員
- (2) 当該地方会に所属する正会員10名以上の推薦をもって届け出た正会員

(選挙権者)

第3条 選挙権者は公示日前日における正会員とする。ただし、選挙前年度までの会費未納者は除く。

(選挙管理委員会)

第4条 選挙の管理、執行に関する事務は、選挙管理委員会が行う。-

- 2 選挙管理委員会の組織は別に定める。

(選挙の公示)

第5条 選挙管理委員会は選挙に関し、次の各号に掲げる事項を公示する。

- (1) 代議員の地方会別定数配分
- (2) 選挙管理委員の氏名
- (3) 選挙の方法
- (4) 選挙結果報告
- (5) その他選挙に必要な事項

(代議員候補者の選出)

第6条 定款第7条に示す代議員の任期終了年の3月31日までに当該地方会に所属する選挙権者によって決定する。

- 2 各地方会は前項により選出された代議員候補者の氏名を所定の期日までに選挙管理委員会委員長宛に報告する。
- 3 理事長はすべての代議員候補者を社員総会に諮り、次期代議員を決定する。

(改廃)

第7条 本細則の改廃は、常任理事会の審議により、理事会及び社員総会の承認を得て、会員総会に報告しなければならない。

附則

- 1 本細則は、一般社団法人日本歯科理工学会が設立登記された日より施行する。
- 2 本細則は、平成26年4月12日一部改正施行する。
- 3 本細則は、平成27年4月11日一部改正施行する。
- 4 本細則は、平成31年4月20日一部改正施行する。

(別表)

地方会名	都道府県名
北海道・東北	北海道, 青森県, 秋田県, 岩手県, 山形県, 宮城県, 福島県
関東	群馬県, 栃木県, 茨城県, 埼玉県, 東京都, 千葉県, 神奈川県, 山梨県
中部	長野県, 新潟県, 富山県, 石川県, 福井県, 静岡県, 愛知県, 岐阜県, 三重県
近畿・中四国	滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県, 鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県, 愛媛県, 香川県, 徳島県, 高知県
九州	福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県